

令和3年4月16日

少年連盟役員・ブロック委員長 各位

東京都サッカー協会・4種委員会

東京都少年サッカー連盟・運営委員会

「まん延防止等重点処置」適用の対応について

*令和3年4月16日開催、東京都サッカー協会・4種委員会及び少年連盟・運営委員会の協議により表記の件について、下記の申し合わせ事項を確認した。

— 記 —

1. 『まん延防止等重点処置』

- 適用期間：2021・4・12～5・11
- 適用期間：東京都23区、八王子、立川、町田、府中、調布、武蔵野の6市
- 要請概要：
 - ・ 都県境を超えた不要不急の外出、移動自粛
 - ・ 20時以降の活動、集会、各種施設利用などの制限協力
 - ・ イベント開催収容定員制限50%以下
 - ・ 会食会話時のマスク着用の徹底

2. 申し合わせ事項

- 両委員会協議の総意として現段階では、徹底した感染防止対策を行ない大会、競技会、チーム活動ならびに研修会、講習会、トレセン活動を進めていく。

3. 理由

- 2020/11「新型コロナウイルスの影響下における競技会、試合運営の基本方針」に準じ、即全面的に中止や不参加ではなく、連盟等の協議による判断に該当する。
- 大会、競技会におけるブロック役員、チーム指導者、選手ならびに保護者において、コロナ感染防止対策への理解と協力体制が定着状態にある。
- 既に、各個人のコロナ感染拡大防止に責任感と自覚がある。

4. 実施のための条件

- 参加に関しては、チームや選手(保護者)の意志を最優先し、それにより、誹謗中傷や差別を受けることがあってはならない。
- 【緊急事態宣言】の再発令または、各方面でのクラスターや異常事態が発生した場合には、躊躇なく中止や不参加ならびに活動停止処置をとる。
- 令和3年3月21日 緊急事態宣言解除後の活動について(通知)の厳守
 - 【危機意識の緩み】 【コロナ慣れ】に油断禁物。
 - 基本的対策の徹底
 - ・ 2020/11「新型コロナウイルスの影響下における競技会、試合運営の基本方針」に準じた対策を講じること。特に、
 - ・ 三密回避、手洗い、手首の消毒、マスクの着用(運動中を除く)の徹底
 - ・ 検温、体調管理の継続(3ヶ月の保存)・移動車両、室内の換気(20分以内で実施)
 - ・ 大会、競技会は会場状況に応じた対策を講じる(観客、保護者への対応を含む)
 - 熱中症との併用対策
 - ・ こまめな水分補給
 - ・ 冷房設備と換気のバランス、マスクの上手な使い方
- 講習会、研修会、会議はWeb併用などの工夫をすること。
- 該当地域自治体の判断、指導や各種施設利用のルールに従うこと。
- 協賛各社ならびに日本サッカー協会、関東サッカー協会、東京都サッカー協会(審判、技術委員会含む)の通知、指示、方針に従い計画と行動を行うこと。 以上